

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20240709	広芸運輸株式会社(法人番号7240001003211) 代表者 洪川寿一	広島県広島市西区山田町310-1	吉島営業所	広島県広島市中区南吉島2丁目4-41	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年5月22日及び同年6月18日、重傷事故を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	0	0
20240710	有限会社山口水産輸送(法人番号6250002017185) 代表者 三野和人	山口県光市室積六丁目1-19	本社営業所	山口県光市室積新開二丁目12番5号	輸送施設の使用停止(180日車)、輸送の安全確保命令及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、同条第1項第2号、同条第4項及び法第60条第1項	令和5年9月5日、同年10月3日及び同年10月19日、情報提供を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(11)事業報告書及び事業実績報告書の提出義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	18	18
20240712	有限会社仁徳砂利(法人番号7270002001062) 代表者 岡村文美子	鳥取県鳥取市面影2丁目18-43	安長営業所	鳥取県鳥取市安長94番地1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年7月12日、情報提供を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。運転者に対する指導監督の実施義務違反(最高速度違反行為)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

20240718	東洋実業有限会社(法人番号9260002019855) 代表者白神信義	岡山県倉敷市笹沖1159	倉敷営業所	岡山県倉敷市倉敷市笹沖1161-4	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年7月3日、同年8月29日及び同年9月19日、情報提供を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等告示のなお書き遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(7)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(8)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	8	8
20240726	有限会社広島流通企画(法人番号9240002028288) 代表者助永孝志	広島県東広島市黒瀬町大多田2553-1	本社営業所	広島県東広島市黒瀬町丸山277-18	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、同条第1項第2号及び同条第4項	令和5年12月7日及び令和6年2月5日、情報提供を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)整備管理者の変更の未届出(安全規則第3条の3)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	1	1
20240729	橋本商店株式会社(法人番号1280001004483) 代表者橋本隆幸	島根県浜田市三隅町岡見6198-5	三隅本社	島根県浜田市三隅町岡見6198-5	輸送施設の使用停止(160日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第1項第1号、同条第1項第2号及び同条第4項	令和5年12月4日及び令和6年3月28日、重傷事故を端緒として監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(4)ホイールナットの脱落に起因する車輪脱落事故惹起(安全規則第3条の3)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(6)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)、(8)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(9)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(12)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(安全規則第23条第1項)	16	16